

# 経 済 産 業 省

20210114 貿局第1号  
輸出注意事項2021第3号  
経済産業省貿易経済協力局

「うなぎの稚魚の輸出承認について」（平成19年4月9日付け輸出注意事項19第14号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和3年1月25日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「うなぎの稚魚の輸出承認について」の一部改正について

「うなぎの稚魚の輸出承認について」（平成19年4月9日付け輸出注意事項19第14号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和3年2月1日から施行する。

「うなぎの稚魚の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○うなぎの稚魚の輸出承認について（平成19年4月9日付け輸出注意事項19第14号）

改正後	現 行
<p>1・2 (略) (削る)</p>	<p>1・2 (略)</p>
<p><u>3 輸出承認の申請</u> (1) (略) (削る)</p>	<p><u>3 承認期間</u> <u>承認期間は、毎年5月1日から同年11月30日までとする。</u></p> <p><u>4 輸出承認の申請</u> (1) (略)</p>
<p>(2) 輸出承認申請の際の添付書類</p>	<p>(2) 申請受付期間 <u>毎年5月1日から同年11月24日の午前10時から正午まで及び午後1時30分から3時30分まで（ただし、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日）を除く。）</u></p> <p>(3) 輸出承認申請の際の添付書類</p>
<p><u>① うなぎの稚魚輸出事前確認証交付要領（令和3年1月25日付け2水推第1343号）により交付されたうなぎの稚魚輸出事前確認証1通</u></p> <p><u>② 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し1通</u></p> <p><u>③ その他必要と認められる書類</u></p>	<p><u>① 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し1通</u></p> <p><u>② 申請理由書1通（うなぎの稚魚を確保している池の所在地、所有者、電話番号も記載すること）</u></p>
<p>(3) 輸出承認申請書の記載要領 (略)</p>	<p>(4) 輸出承認申請書の記載要領 (略)</p>
<p><u>4 輸出の承認</u> <u>輸出の承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認の上、行うものとする。</u></p>	<p><u>5 輸出の承認</u> <u>輸出の承認は、当該申請が上記4に従って行われたものであることを確認し、資源保護の状況、国内需要等を勘案して行う。なお、承認に際し水産庁の助言を求めることがある。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>6 輸出承認の有効期間</u> <u>輸出承認の有効期間は6か月とする。ただし、毎年6月1日から同年11月30日までに行う輸出承認については、同年11月30日を有効期限とする。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>7 その他の事項</u> <u>この通達に基づき輸出承認を受けた者は、毎年12月末日までに別紙様式により輸出実績報告書及び輸出承認証（税関の確認印のあるもの。）の写し1通を経済産業省貿易経済協力局貿易管理部農水産室に提出しなければならない。当該報告書及び書類の提出を行わなかったときは、次年度の輸出承認を行わないことがある。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(別紙様式)</u></p>

うなぎの稚魚の輸出実績報告書

提出年月日 \_\_\_\_\_

輸出者 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

報告対象年度 \_\_\_\_\_

(単位：kg)

月別 pcs/kg	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計
(輸出 数量)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
～ 500pcs								
501～ 1000								
1001～ 2000								
2001～ 3000								
3001～ 4000								
4001～ 5000								
5001～								

(注) 用紙は、A列4番縦長とする。